

蒲郡市省エネ家電買替促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、既存の家庭用電化製品から省エネ家電に買い替えた市民に対して、その経費の一部を補助することにより、エネルギー価格や物価の高騰に伴う市民生活の負担軽減を図るとともに、省エネ家電への買替えの促進及び市民の環境保全意識の高揚を図り、もって、市内の温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化を防止するために、予算の範囲内で交付する蒲郡市省エネ家電買替促進事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）の定めによるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 省エネ基準達成率 J I S（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）C9901に基づく省エネ基準達成率をいう。

(2) 省エネ家電 次に掲げる家庭用電化製品をいう。

ア エアコンディショナー

目標年度2010年度又は2027年度の省エネ基準達成率が100パーセント以上であるもの

イ 電気冷蔵庫

目標年度2021年度の省エネ基準達成率が100パーセント以上であるもの

ウ テレビジョン受信機

目標年度2012年度又は2026年度の省エネ基準達成率が70パーセント以上であるもの

(補助対象家電)

第3条 補助金の交付対象となる家電（以下「補助対象家電」という。）は、次の各号のいずれにも該当する省エネ家電とする。

(1) 新品又は未使用品であること。

- (2) 家庭用のものであること（業務用のものでないこと。）。
- (3) 製造事業者による製品保証があること。
- (4) 次条に規定する補助対象者が、令和5年11月15日から令和6年2月15日までの期間（以下「補助対象期間」という。）内に、市内の店舗において自ら購入し、設置及び支払が完了したもの（リース及びレンタルを除く。）であること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付申請日時点において市内に住所を有し、自らが居住する市内にある住宅の既存の家庭用電化製品（以下「旧家電」という。）を、同種類の省エネ家電に買い替え、当該住宅に設置した者であること。ただし、設置する住宅が自らの所有でない場合は、住宅の所有者から設置の同意が得られている者であること。
- (2) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）に基づき、買替え前の旧家電を適切に処理した者であること。
- (3) 補助対象家電の購入日において、18歳以上の者であること。
- (4) 市税を滞納していない者であること。
- (5) 本人及び同一世帯員がこの補助金の交付を受けていない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者は、補助の対象としない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象家電の購入及び設置に要した費用並びに買替え前の旧家電の撤去等に要した費用（いずれも消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。ただし、家電販売店のポイント等を使用した場合は、当該ポイント等の使用による値引き後の金額を対象とし、延長保証料は除くものとする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内とし、5万円を補助限度額とする。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てるものとする。

3 補助対象家電の種類及び台数は、補助限度額の範囲内で制限を設けないものとする。

4 補助金の交付は、補助対象家電の種類及び台数にかかわらず、補助対象者の属する世帯につき1回までとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和5年12月19日から令和6年2月15日までの期間(以下「申請受付期間」という。)内に蒲郡市省エネ家電買替促進事業費補助金交付申請書兼請求書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る領収書又はレシートの写しで、次に掲げる事項が全て記載されているもの

ア 購入日

イ 購入店名(市内販売店名)

ウ 購入製品名又は型番

エ 購入費用

(2) 製造事業者が発行した補助対象家電に係る保証書の写し(型番及び製造番号が記載されているもの)

(3) 買替え前の旧家電の処理に係る家電リサイクル券(家電リサイクル法第43条の特定家庭用機器廃棄物管理票をいう。以下同じ。)の排出者控の写し

(4) 設置場所が分かる書類の写し(納品書、配送伝票、工事完了報告書等の納品先住所が記載された書類又は自らの居宅内に設置したことが分かる写真)

(5) 申請者の住所が確認できるものの写し(運転免許証等の写し又は住民票の写し(交付申請日前3月以内に発行されたものに限る。))

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号及び第3号に掲げる書類は、補助対象家電を購入した市内販売店において発行された蒲郡市省エネ家電製品販売証明書(第2号様式)をもって代えることができる。

3 第1項の規定による補助金の交付申請の受付について、予算の範囲を超えるときは、申請受付期間終了後、同期間内に市に到達したもののうち、その内容を審査し、適当と認めたものについて抽選を行い、交付決定者を選定するものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ調査を行った後、申請受付期間終了後に補助金の交付の可否を決定し、蒲郡市省エネ家電買替促進事業費補助金交付決定通知書(第3号様式)又は蒲郡市省エネ家電買替促進事業費補助金不交付決定通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に当たり、補助金交付の目的を達成するため必要と認めたときは、申請者に対して条件を付することができる。

3 市長は、補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で市税の納付状況の確認をすることができる。

(実績報告及び補助金額の確定)

第9条 規則第13条の規定による実績報告及び規則第14条の規定による補助金額の確定通知については、第7条の規定による交付申請及び前条の規定による交付決定の通知をもってなされたものとみなす。

(補助金の交付)

第10条 市長は、第8条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)に対し、速やかに、交付決定者の指定する口座に振り込むものとする。

(補助事業の取下げ)

第11条 申請者又は交付決定者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、遅滞なく、蒲郡市省エネ家電買替促進事業費補助金交付申請取下書(第5号様式)により、市長に届け出なければならない。

(財産の処分の制限)

第12条 補助事業により取得した補助対象家電については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 天災による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由により補助対象家電を処分するとき。
- (2) 初期不良又は故障により補助対象家電を買い替え、又は処分するとき。
- (3) その他市長が認めたとき。

2 市長の承認を受けて補助対象家電を処分したことにより収入があったときは、市長は、その収入額の全部又は一部を市に納付させることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付が不適切であると認めるとき。

2 市長は、前項の取消しをしたときは、蒲郡市省エネ家電買替促進事業費補助金取消決定通知書（第6号様式）により、当該交付決定者に通知する。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。この場合における当該補助金の返還に係る加算金及び遅延利息については、規則第20条の規定を適用する。

(補助金の経理)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経理についてその収支事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

(協力)

第16条 市長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、申請者又は交付決定者に対して、省エネ家電の設置状況等の調査、市が実施する省エネ事業に関する調査その他の協力を求めることができる。

2 申請者又は交付決定者は、市長が前項の規定による協力を求めた場合は、これに協力しなければならない。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第17条 市長は、この要綱に定める手続については、蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年蒲郡市条例第44号）及び蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則（平成18年蒲郡市規則第71号）の例により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月3日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の日前に交付決定された補助金に係る措置については、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年12月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、改正前の蒲郡市省エネ家電買替促進事業費補助金交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）第8条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者については、なお従前の例による。

3 改正前の要綱第7条第1項の規定により補助金の交付申請がされたもののうち、改正前の要綱第7条第2項の規定により抽選を行った結果、落選したものについては、改正後の蒲郡市省エネ家電買替促進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請受付期間中に補助金の交付申請があったものとみなす。ただし、補助金の交付申請について、希望しない者を除く。